

2025 年 10 月 24 日

各 位

会社名 日本ガイシ株式会社
(登記社名 日本碍子株式会社)
代表者名 代表取締役社長 小林 茂
(コード番号 5333 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先責任者 執行役員 財務部長 津久井 英明
(TEL 052-872-7230)

訴訟の判決に関するお知らせ

2021 年 10 月 29 日付の適時開示「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせいたしました当社に対する損害賠償請求訴訟につきまして、本日、名古屋地方裁判所で判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、名古屋地方裁判所において、インドネシア法人であるピーティー・パイトン・エナジー(以下「パイトン社」といいます)並びにその保険会社及びその再保険者(以下総称して「原告ら」といいます)から、損害賠償金として1億5,139万2,337.48米ドル(168億2,877万2,234円)及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けました。その後、原告らの訴え変更申立書により、請求額が41.36米ドル(4,796円)増額され、1億5,139万2,378.84米ドル(168億2,877万7,030円)及びこれに対する遅延損害金に変更されております。なお、これらの損害賠償請求金額の円貨は、訴状及び訴え変更申立書に記載された金額であり、当社が財務諸表を作成するために使用している為替レートとは異なる為替レートにて換算された金額です。

本訴訟は、2018年1月、パイトン社が運営するインドネシア所在の火力発電所において発生した変圧器の火災事故に関連して、原告らが、当社の製造物責任及び不法行為責任を主張するものでした。

当社は、当該変圧器の一部品であるブッシングの販売元であり、当該ブッシングは、販売先である機器メーカーによって当該変圧器に組み込まれ、その後、プラントメーカーを通じ、当該発電所へ納入されたものです。

当社は、原告らに対し責任を負うべき理由はないものと考え、原告らの主張を争うとともに請求棄却を求めておりました。

2. 判決の内容

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

3. 今後の見通し

上記のとおり、本判決は、当社の主張を全面的に認めるものであり、本訴訟が業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後、開示すべき事項が発生した場合は、すみやかにお知らせいたします。

なお、本判決に対して原告らより控訴が提起された場合には、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

以 上